

私有道路における公共下水道の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私有道路に公共下水道を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私有道路」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域内に存する道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路以外の道路で、その敷地が私人の所有に属し、現に一般の交通の用に供されているものをいう。

(申出)

第3条 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項の土地の所有者、使用者又は占有者であつて、当該土地が公道に接しておらず、かつ、私有道路に接しているもの（以下「土地所有者等」という。）は、当該私有道路に公共下水道を設置するよう上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し出ることができる。

2 同一の私有道路に係る土地所有者等が多数人で前項の規定による申出をしようとするときは、代表者を互選し、当該代表者が同項の規定による申出をするものとする。

3 前2項の規定による申出は、公共下水道設置申出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 私有道路の案内図及び公図の写し

(2) 私有道路所有者等名簿（別記様式第2号）

(3) 土地使用（占有）承諾書（別記様式第3号）

(4) 次条第3号の規定により承諾をした者全員の印鑑登録証明書（法人の場合にあつては印鑑証明書）

(5) その他管理者が必要と認める書類

(基準)

第4条 管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申出があつた場合において、当該申出が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、私有道路に公共下水道を設置するものとする。

(1) 私有道路の幅員が180センチメートル以上であり、かつ、両端又は一端が公道に接していること。

(2) 私有道路に接する土地について、2者以上の土地所有者等がいること。

(3) 私有道路について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する者全員の承諾を得ていること。

(決定)

第5条 管理者は、前条の規定により公共下水道を設置することを決定したときは、公共下水道設置決定通知書（別記様式第4号）により、第3条第1項

又は第2項の規定により申し出た者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成29年3月29日決裁28佐水建第222号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。